

# 児童手当制度の概要

成育局 成育環境課児童手当管理室

## 1 事業の目的等

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円（※）、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。  
※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案（検討中）の内容																																																												
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）																																																												
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																												
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 一律：15,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>中学生 一律：10,000円</li> <li>所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、第2子：15,000円 <b>第3子以降：30,000円</b></li> <li>3歳～<b>高校生年代</b> 第1子、第2子：10,000円 <b>第3子以降：30,000円</b></li> </ul>																																																												
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>	同左																																																												
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																																																												
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	<b>6回（偶数月）</b> （各前月までの2カ月分を支払）																																																												
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>児童手当 特例給付 （所得制限 以上）</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当 （所得制限 以上）</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>児童手当 特例給付 （所得制限 以上）</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当 （所得制限 以上）</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被用者			非被用者		公務員	3歳未満	児童手当 特例給付 （所得制限 以上）	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	児童手当 （所得制限 以上）		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		3歳以降	児童手当 特例給付 （所得制限 以上）		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	児童手当 （所得制限 以上）		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> <td></td> <td>支援納付金 3/5</td> <td>国 4/15</td> <td>地方 2/15</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td></td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者			非被用者		公務員	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5		支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10	支援納付金 1/3		国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10
	被用者			非被用者		公務員																																																								
3歳未満	児童手当 特例給付 （所得制限 以上）	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																																							
	児童手当 （所得制限 以上）		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																																								
3歳以降	児童手当 特例給付 （所得制限 以上）		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																																							
	児童手当 （所得制限 以上）		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																																								
	被用者			非被用者		公務員																																																								
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5		支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10																																																							
	支援納付金 1/3		国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10																																																						

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助を令和5年度補正予算で計上。（232億円、補助率10/10）

# 高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

## 1. 施策の概要

- 住民税非課税世帯の学生等に授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施し、高等教育の無償化を実現。それに準ずる世帯の学生等についても段階的な支援を実施。
- 令和6年度からは対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大。

## 2. 施策の内容

◆**対象の学校種** 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

◆**対象の学生** 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯 (年収目安:約300万、380万、600万円) の学生等  
 (新たに設定される第4区分(年収目安:約600万円)は多子世帯、私立理工農系の学部等に通う学生等)  
 (準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。第4区分は、多子世帯については1/4を支援、私立理工農系については授業料の文系との差額に着目して授業料等減免で支援)

◆**支援の内容** 授業料等の減免、給付型奨学金の支給

### ◆支援対象者及び大学等の要件

- 個人要件
  - …進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
  - …大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 機関要件 (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
  - …学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
  - …経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

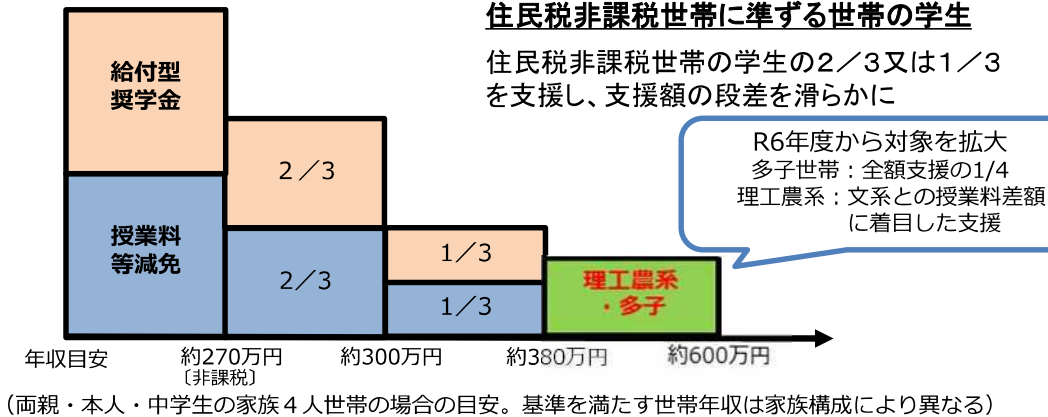
### 給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

○ 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。  
 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

### 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



### 授業料等減免【国等が各学校に交付】

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。  
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

## 3. 実施主体等

◆ **実施主体** : 【学資支給補助金】(独) 日本学生支援機構 【授業料等減免費交付金】国 日本私立学校振興・共済事業団 【授業料等減免費負担金】都道府県

◆ **補助率** : 【学資支給補助金】国10/10 【授業料等減免費交付金】国10/10 【授業料等減免費負担金】国1/2 都道府県1/2